

世田谷区基本計画審議会の運営について

世田谷区基本計画審議会の運営に関する事項のうち、「世田谷区基本計画審議会条例」及び「世田谷区基本計画審議会条例施行規則」に定めのない事項については、下記のとおり、取扱いをお願いしたい。

記

- 1 審議会の傍聴について
 - ・ 傍聴に関する事項を、別添「世田谷区基本計画審議会の会議の傍聴に関する要綱」のとおり定める。
- 2 議事録について
 - ・ 議事録は、出席した全委員の確認を得た上で、発言者の氏名を含め、原則として概ね2週間後（10開庁日後）に公開する。
 - ・ 開催日から概ね1週間後（5開庁日後）に、事務局から全委員あてに議事録の確認を依頼する。委員は、確認依頼から4開庁日以内（公開日前日まで）に、事務局あてに文書により修正の申し出ができる。
- 3 録画映像について
 - ・ 審議会はZ o o mの機能を使用して録画し、概ね1週間後（5開庁日後）に録画映像を公開する。
 - ・ 事務局は、個人情報や誹謗中傷等の不適切な発言がないか確認を行う。
 - ・ 委員は、自身の発言の中で意図と異なる発言があった場合、開催日から3開庁日後の正午までに、事務局あてに文書により編集の申し出ができる。
 - ・ 会長は、委員の申し出が正当と認められる場合、動画を編集して公開する。

※審議会資料、議事録及び録画映像は、区のホームページに掲載する。なお、録画映像は、世田谷区基本計画審議会の公式記録としては取り扱わない。